

○こども家庭庁告示第五号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の二の三第二項の規定に基づき、児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十六日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者

児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者は、次の各号のいずれかに該当する施設又は事業において一年以上かつ二千八百八十時間以上児童の保護、支援又は教育に従事した者とする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第二項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する保育所等訪問支援に係るものを除く。）

二 法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業

三 法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業

四 法第十二条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業

五 法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設

六 法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等

七 法第五十九条の二第二項の規定による届出をした施設

八 前号に掲げるもののほか、法第六条の三第九項から第十二項までに規定する業務又は法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて法第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四

項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。第十一号において「認定こども園法」という。）第十七条第一項の認可を受けていな

いもののうち、次のいずれかに該当するもの

イ 都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第二項の中核市又は法第五十九条の四第一項に規定する児童相

談所設置市の条例、規則その他の規程に基づき事業の実施に関する事項に係る届出をした施設

ロ 国、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が設置する施設

九 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園又は特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。）

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス

事業者の事業所（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行うものに限る。）であつ

て、当該施設に入所し、又は当該サービスを受ける者の半数以上が十八歳未満であるもの

十一 認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）

十二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条第一項第四号に規定する特例保育を行う施設